



JASDAQ

平成 28 年 5 月 17 日

各 位

会 社 名 クリエイト株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 福井 珠樹
(JASDAQ・コード番号：3024)
問い合わせ先
常務取締役 管理本部長 吉成 隆則
電話番号 06-6538-2333

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 28 年 6 月 24 日開催予定の当社第 68 回定時株主総会に下記のとおり定款一部変更議案について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

(1) 平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号。以下「改正会社法」という。)によって、新たに監査等委員会設置会社への移行が可能となりました。当社は、取締役会の監査・監督機能の強化を図るとともに、経営の透明性と効率性を高め、コーポレート・ガバナンス体制の一層の充実を図るために、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたします。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会の規定の削除等を行うものであります。

(2) 改正会社法により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによって、その期待される役割を十分に発揮できるようにするために、取締役の責任免除の追加を行うものであります。

(3) 上記条文の新設、変更及び削除に伴う条数の変更のほか、その他所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
第 1 条～第 3 条 (条文省略)	第 1 条～第 3 条 (現行どおり)
(機関)	(機関)
第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。	第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
1. 取締役会	1. 取締役会
2. <u>監査役</u>	2. <u>監査等委員会</u>
3. <u>監査役会</u>	(削除)
4. 会計監査人	3. 会計監査人
第 5 条～第 18 条 (条文省略)	第 5 条～第 18 条 (現行どおり)
第 4 章 取締役および取締役会	第 4 章 取締役および取締役会
(員数)	(員数)
第 19 条 当社の取締役は、8名以内とする。	第 19 条 当社の <u>監査等委員である取締役を</u> <u>除く</u> 取締役は、8名以内とする。
(新設)	② <u>当社の監査等委員である取締役は、5名以</u> <u>内とする。</u>
(選任方法)	(選任方法)
第 20 条 取締役は、株主総会において選任する。	第 20 条 取締役は、 <u>監査等委員である取締役と</u> <u>それ以外の取締役とを区別して株主総会にお</u> <u>いて選任する。</u>
② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。	③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。
(任期)	(任期)
第 21 条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	第 21 条 取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
(新設)	② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2</u> <u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに</u> <u>関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 22 条 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第 23 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第 25 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第 26 条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益</p>	<p>③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>④ <u>補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 22 条 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から、代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から、取締役会長、取締役社長を各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第 23 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第 25 条 (現行どおり)</p> <p><u>(重要な業務執行の委任)</u></p> <p>第 26 条 <u>当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第 27 条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(以下、「報酬等」という。)</u>は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>は、<u>監査等委員である取締役を除く取締役と監査等委員である取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>第 28 条 (条文省略)</p>	<p>第 29 条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(取締役の責任免除)</p>
<p>第 30 条 当社は、<u>取締役(業務執行取締役又は支配人その他の使用人であるものを除く。)</u>との間に、その責任について 500 万円以上で予め定める額又は法令の定める額のいずれか高い額を限度とする契約(会社法第 427 条第 1 項の規定に基づく契約)を締結することができる。</p>	<p>第 30 条 当社は、<u>取締役(業務執行取締役又は支配人その他の使用人であるものを除く。)</u>との間に、その責任について 500 万円以上で予め定める額又は法令の定める額のいずれか高い額を限度とする契約(会社法第 427 条第 1 項の規定に基づく契約)を締結することができる。</p>
<p>第 5 章 監査役および監査役会</p>	<p>(削除)</p>
<p>(員数)</p>	<p>(削除)</p>
<p>第 29 条 当社の監査役は、4 名以内とする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(選任方法)</p>	<p>(削除)</p>
<p>第 30 条 監査役は、株主総会において選任する。</p>	<p>(削除)</p>
<p>② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(任期)</p>	<p>(削除)</p>
<p>第 31 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(常勤の監査役)</p>	<p>(削除)</p>
<p>第 32 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役会の招集通知)</p>	<p>(削除)</p>
<p>第 33 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>② <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役会規程)</u></p>	
<p>第 34 条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(報酬等)</u></p>	
<p>第 35 条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役の責任免除)</u></p>	
<p>第 36 条 <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、200 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第 5 章 <u>監査等委員会</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>第 31 条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>② <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(常勤の監査等委員)</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>第 32 条 <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会規程)</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>第 33 条 <u>監査等委員会に関する事項については、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p>第 37 条～第 40 条 (条文省略)</p>	<p>第 34 条～第 37 条 (現行どおり)</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 28 年 6 月 24 日（金曜日）
定款変更の効力発生日	平成 28 年 6 月 24 日（金曜日）

以 上